

おおさかの 住民と自治

2021.7
(通巻第512号)

発行：
一般社団法人
大阪自治体問題研究所
(発行人：中山 徹)
〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15
大阪グリーン会館5F
TEL 06(6354)7220 FAX 06(6354)7228
http://www.oskjichi.or.jp/
定価200円(消費税含む)
会員は会費に含まれます

守口学童保育指導員労働組合への団交拒否問題

中央労働委員会が「適法な労働組合の団体交渉要求拒否は不当労働行為」と会社側の再審査請求を却下

大阪自治体労働組合総連合執行委員長 有田洋明

1 はじめに

守口市の学童保育事業は、五十年以上にわたり守口市が「公設公営」で運営してきましたが、2019年4月1日から(株)共立メンテナンス(以下「共立」)に委託されました。

民営化に伴って、守口市直営時から勤務する学童保育指導員は、それまでの雇用条件を引き継ぐ形で、共立と雇用契約(期間1年の有期雇用)を締結しています。学童保育指導員の業務は、児童の放課後の生活を支えるもので、高い専門性と長年にわたる経験が要求されます。このため、厚労省の省令や運営指針でも、指導員の重要な役割に触れ、その雇用を「長期的に安定した形態とする」ことを求めています。だからこそ、市直営時には、守口市は指導員を非常勤職員として任用を繰り返し、長年にわたって勤務させていたのです。

民間に委託されれば「専門性と経験のある指導員がいなくなり、学童保育の質が低下するのでは」という、市民や保護者の不安の声が市に集中しました。これを受け、守口市は希望する指導員全員を採用・配置することを、事業受託の前提条件としました。

共立は、こうした守口市の意向に沿つ

第II部 新型コロナウイルス感染症に向き合う自治体の取り組み

- 1 東京都世田谷区 自治体として立ち向かう——PCR検査体制の拡充 保坂展人
- 2 広島県 新型コロナウイルスの社会的PCR検査の取り組みについて 大野正喜
- 3 鳥取県 新型コロナ対策——積極的疫学調査を中心に 市谷知子
- 4 東京都練馬区 ワクチン接種の取り組みと課題——練馬区モデル 齋藤文洋
- 5 高知県 過疎地域におけるワクチン接種の取り組みと課題 大川剛史・岡上則子

<コロナ>と並走する新シリーズ 刊行開始!

新型コロナウイルス感染症と自治体の攻防

コロナと自治体 1

平岡和久・尾関俊紀 編著

A5判・並製カバー・172頁/定価1650円(10%税込)

ゼロコロナをめざす方策を提示。医学的見地からコロナウイルスの特質、変異株のメカニズム、ワクチンの最新の知見を解説し、財政面からは政府の感染対策を批判的に検証し、自治体財政の今後の対応を示す。併せて、東京・世田谷区の社会的検査、広島県のPCRの集中検査、鳥取県の積極的疫学調査ほか、ワクチン接種・練馬区モデルおよび高知県・過疎地域におけるワクチン接種など、自治体独自の先進的な対応を紹介。

シリーズ続刊 2 感染症に備える医療・公衆衛生 長友薫輝編著/3 コロナがあばく社会保障と生活の実態 伊藤周平編著/4 コロナと地域経済 岡田知弘編著/5 「学び」をとめない自治体の教育行政 朝岡幸彦・山本由美編著

目次より

はしがき ●本書の意図 尾関俊紀

第I部 新型コロナウイルス感染症対策を問う

- 1 新型コロナウイルスの検査とワクチン 徳田安春
感染力をみる防疫目的PCR検査の最新知見/コロナ対策ではゴール設定が大切/ウィズコロナ政策の副作用/ワクチン開発は国家安全保障/変異コロナウイルスの脅威/変異ウイルスに効くワクチンの製造/Back to the Future 思考で考える大規模検査/世界モデルと身近な対応から学ぶ対コロナ戦略
- 2 新型コロナ禍と自治体の対応 平岡和久
災害としての新型コロナ禍/政府の対策と第三次補正予算/政府の新型コロナ対策、何が問題か/地域と自治体の取り組みと公共部門の課題/補論：緊急事態宣言解除後の対策のあり方

お問合せ・申込み先

大阪自治体問題研究所 TEL:06-6354-7220/FAX:06-6354-7228

申込み書	ふりがな	書名		冊数
	お名前	新型コロナウイルス感染症と自治体の攻防		冊
	〒	コロナと自治体 1		
	お届け先	平岡和久・尾関俊紀 編著		
TEL	FAX	A5判 定価1650円(10%税込)		
			別途送料がかかります	

て、継続を希望する指導員を全員受け入れること、従来の賃金を保障することを表明し、これが評価され、期間は5年間で、事業を受託しました。

ところが共立は、受託直後から指導員で組織された労働組合の団体交渉の申し入れに応えず、委託からわずか1年後の2020年3月末、「継続雇用」の条件を反故にして、13名ものベテラン・中堅指導員を雇止めしました。

雇止めされた全員が、守口市直営時から勤務しており(勤続は7年〜35年半に及ぶ)、継続勤務の条件を踏まえて共立と契約した指導員です。原告らは、ベテラン指導員(責任者・副責任者、クラス担任)として配置され、各児童クラブの運営全般の中心的な役割を果たしていました。

この雇止め問題については、10名の指導員が原告として立ち上がり、現在並行して、大阪府労働委員会及び大阪地方裁判所に訴えを起こしており、審理が行われています。

2 共立メンテナンスによる労組嫌悪による団交拒否は不当労働行為
守口市の学童保育指導員労働組合は、共立への委託業務が始まった4月1日、

労使関係の確認もあり、共立に団体交渉を申し入れました。共立は当初、日程調整していたにも関わらず、住民運動である学童保育連絡協議会(学保協)に指導員が関わることを嫌悪するとともに、組合規約の提出を求めました。

そして組合が規約を提出したところ、「規約が労組法に抵触するので団交に応じない」という態度に転じ、具体的な理由も示さず、団交拒否を続けました。

やむなく組合は2019年9月11日、大阪府労働委員会に救済命令を申し立て、大阪府労働委員会は2020年4月20日に共立に対し、団交応諾命令と文書手交及び揭示(ポストノータイス)を命じました。しかし、共立をこれを不服とし、中央労働委員会に再審査請求を行いました。

3 中央労働委員会は府労委命令を維持

中央労働委員会は2021年4月26日、この事案について共立の再審査請求を棄却する命令書を交付、大阪府労働委員会が行った「団交応諾、文書手交、揭示(ポストノータイス)」の救済命令を維持しました。

共立は、全国展開する一部上場企業として、労働組合法をはじめとする法令を

5 規制緩和で公共サービスの産業化・市場化の流れに拍車

(1) 規制緩和がすすむも、従来非営利の公益法人に限られていた公共業務の委託先が、全国展開する営利大企業に広がっています。

ドミニーインホテル事業が主力である「共立メンテナンス」、カラオケから撤退した「シダックス」、学習塾の「トライ」、学校給食の「あしたば」など、コロナ禍などとも関わって、新たな市場の開拓を図る企業が増えており、その焦点は、自治体が行っている公務公共事業に当てられています。

(2) 加えて、複数の業務や施設を包括的に委託し、運営方法は受託者の自由裁量に任せる「包括業務委託」が全国各地で先行的に広がっています。

「包括業務委託」は、地方自治体による「住民の福祉の増進を図る」業務を民間の営利目的に開放する「公的サービス産業化」(「骨太方針」2015年)の方針に基づくものであり、地方自治体の公的責任の放棄につながるものです。

また、2020年4月から会計年度任用職員制度の施行に乗じて「包括業務委託」が一気に増えていることも特徴です。政府・総務省は、会計年度任用職員

遵守しなければならないにも関わらず、「組合規約の不備」を口実に団体交渉を拒否し続け、さらには会社の言いなりにならない労働組合を嫌悪し、2020年3月末に組合4役をはじめ13人の指導員(12人が組合員)を雇止めするなど、法令に違反する不当労働行為を重ねています。

この中労委の命令は、こうした共立の不当な対応を、より一層明らかにしたものです。

4 法令違反で社会的制裁を受ける共立メンテナンス

(1) コンプライアンスが叫ばれる中、各自治体は委託事業が適切に進められるよう、法を守らない企業に対して社会的な制裁を科することを条例や要綱で定めています。

大阪府は2021年5月13日、中央労働委員会の救済命令をふまえ、法令等違反をした共立に対し、「入札参加資格停止」処分を下しました。

守口市は、大阪府より9日も遅れの5月21日付で処分しました。守口市では、学童保育事業の他に、学校給食とコミュニティバス運営事業を共立が受託しています。その他、門真市、富田田市、柏原市、堺市、京都市でも共立への入札参加

制度への移行の前提として、「民間にできることは民間に委託せよ」と徹底したアウトソーシングを自治体に求めており、参入を狙う大手企業が「包括業務委託」をパッケージで各自治体に売り込んでいます。

(3) 公務公共サービスの安易な民間委託、ましてや複数の業務を一括して委託する「包括業務委託」では、偽装請負に止まらず各種法令にも抵触する危険性が十分にありま

す。しかも、収益優先が徹底されると住民サービスの低下は必至であり、「住民の福祉の増進を図ること」という地方自治法1条の2の趣旨にも反し、地方自治体はその公的責任を放棄することになります。

公務員を「全国民の奉仕者」とする憲法15条の理念に照らし、自治体が責任を持って実施すべき業務は「任期の定めのない常勤職員を中心として運営する」という原則に立ち返り、公務サービスの民間委託は行うべきではありません。

6 公共サービスの民営化や、法令違反、サービス水準低下を許さない課題と展望

実施主体である守口市は、法令等違反を繰り返す共立に対し、毅然とした責任

資格停止処分を決定するなど府内から全国に自治体に今も広がっています。

(2) こうした状況のもと、5月26日に突如、共立から5月24日付けで「謝罪文」「団交開催通知書」なるものが、組合委員長の本宅に送られてきました。

しかし、労働委員会の命令は「文書の手交」を求めており、一方的な郵送は「手交」とは言えません。さらに「謝罪文」の差出人が、代表取締役ではなく、前社長の名前となっていることを見ても、本当に反省と謝罪をする意思があるとは到底思えません。

また、「団交開催通知書」に至っては、団体交渉をいづどこでどのような形で行うかについては労使双方の協議による合意が前提であるにも関わらず、共立が一方的に日時と場所を決めて出席人数も3名以下に指定するなど、極めて不誠実な対応を取り続けています。

(3) 学童保育事業の実施主体であり、委託元である守口市の責任が厳しく問われています。雇止め以降、数次にわたり大阪自治労連・守口市職労・守口市学童労働組合が要求書を提出、団体交渉を求め、「現場での混乱は報告を受けていない」などと言い放ち、コロナ感染拡大を理由にした不誠実な対応に終始しています。

ある対応を示すべきです。それは「働くルール」を守る自治体の姿勢を示すとともに、なにより委託による公共サービスの質の低下をふせぎ住民の利益を守ることにつながります。

また、法令を遵守しない企業の実態を告発すること、また、そうした企業に対しては社会的な制裁措置が存在し、必要な時に厳格にその措置が行われること、自治体が行う様々な「公契約」の適正化が図られる展望があることも実証されてきています。

さらに、公共サービスの受託先が、全国展開する営利大企業に広がっているも、全国に組織を持つ自治労連や全労連の仲間とともに、たたかいをすすめること、交流しあうことが、このたたかいでの展望を切り開く大きなカギとなっています。

大阪自治労連では、全国の仲間とともに、当面、守口市学童保育指導員10人の不当解雇撤回と早期の職場復帰をめざし更に取り組みを広げます。

ぜひ、みなさんのご支援をお願いいたします。